

特別養護老人ホーム回春堂 運営規程
(指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人回春堂（以下「法人」という。）が開設する「特別養護老人ホーム回春堂」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者等（以下「要介護者（要支援者）」という。）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とする。

2 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

3 医療との連携を重視し、利用者の健康支援体制を強化し、安心、安全な生活ができるように支援する。

4 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に利用期間中の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

5 利用者又はその家族に対し、サービス又はその提供方法について分かりやすく説明する。

6 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供する。

7 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

8 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する。

9 利用者のみならず、地域住民とのコミュニケーションを図り、開かれた施設にし、地域福祉の向上を目指す。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 特別養護老人ホーム回春堂

(2) 所在地 山形県米沢市大字花沢2986番地の1

(3) 利用定員 20名

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名以上（嘱託）

利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(3) 生活相談員 1名以上（常勤）

利用者及びその家族等からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 看護職員 1名以上

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- (5) 介護職員 7名以上（常勤換算）
利用者の食事、入浴、排泄等の介助及び援助を行う。
 - (6) 管理栄養士 1名以上
利用者に提供する食事に関する栄養管理を行う。
 - (7) 機能訓練指導員 1名以上
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退の防止、機能を維持するための訓練を行う。
 - (8) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じその他職員をおくことができる。

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- (2) 提供するサービスの主な内容は、次のとおりとする。
 - ① 食事の提供及び栄養管理
 - ② 入浴、清拭による清潔の保持
 - ③ 排泄の自立援助
 - ④ 機能訓練
 - ⑤ 健康管理
 - ⑥ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
 - ⑦ 家族に対する相談、助言等の援助
 - ⑧ レクリエーション等
 - ⑨ 送迎

（利用料その他費用の額）

第6条 事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用
 - 送迎距離片道10キロ以上15キロ未満 2000円
 - 送迎距離片道15キロ以上20キロ未満 3000円
- (2) 滞在費 1日あたり多床室915円、個室1231円
- (3) 食費 1日あたり1445円（朝食425円、昼食530円、夕食490円）
- (4) その他の費用 電気コンセント使用料 1日あたり50円

3 前2項のほか、事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者には負担させることが適当と認められるものについては、その実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の送迎の実施地域は、米沢市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 施設の設定、備品その他器具を破損し、又は持ち出さない事。
- (3) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しない事。
- (4) けんか、口論、又は暴力行為等、その他他人の迷惑となるような行為をしない事。
- (5) その他管理上必要な指示に従う事。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また事故の原因を解明し、再発を防ぐための措置を講じるものとする。

3 事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(苦情処理)

第11条 事業所は、事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束の禁止)

第12条 従業者は、事業の実施に当たっては、利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。その担当者は管理者とする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（個人情報の保護）

第15条 法人は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第16条 法人は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第6条第1項及び第2項 利用料その他費用の額について平成27年4月1日より変更する。

第6条第2項 利用料その他費用の額について平成27年8月1日より変更する。

第6条第2項 利用料その他費用の額について令和元年10月1日より変更する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

第6条第2項 利用料その他費用の額について令和6年8月1日より変更する。